

日本精神分析的な心理療法フォーラム編集委員会規程

2016年(平成28年)6月26日制定

第1条 [委員会の設置]

日本精神分析的な心理療法フォーラムは、年報等の発行事業を円滑に遂行するため、編集委員会を設置する。

第2条 [委員長および委員]

編集委員会には委員長を置き、理事の中から適した理事を理事会の決議によって委嘱する。

2. 編集委員会の副委員長および委員は、会員の中から委員長が推薦し、理事会の決議によって委嘱する。

3. 委員長は必要に応じて、英文担当委員などの委員を会員および非会員の中から推薦し、理事会の決議によって委嘱することができる。

4. 編集委員長及び編集委員は、過去において学会誌等に査読論文を1本以上掲載されたことがある者に限る。

第4条 [任期]

委員長、副委員長および委員の任期は2年とし、委嘱の日から始まり、次期委嘱の前日までとする。ただし、再任を妨げない。

第6条 [査読委員]

編集委員会は、必要に応じて、査読委員を会員の中から委嘱することができる。非会員に査読委員を委嘱する場合は、理事会の承認を経なければならないこととする。

2. 査読委員は、過去に関連学術誌に1本以上の査読論文が掲載されたことがあるものに限る。

第7条 [理事および監事の出席]

理事および監事は、編集委員会に出席し、意見を述べることができる。

第8条 [運営]

編集委員会は、この規則に定められたことのほか、理事会の承認によって決定された編集委員会内規に従って運営する。

2. 編集委員会内規は、理事会の承認によって変更することができる。

第9条 [規則の変更]

この規則は、理事会および会員総会の決議を経て変更できるものとする。

附則

1. この規則は、2016年(平成28年)6月26日から施行する。